

議案第五号

港区单身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区单身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例

港区单身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例（平成十六年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「单身者向け共同住宅」を「单身者向け共同住宅等」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 单身者向け共同住宅 住戸専用面積が三十七平方メートル未満の住戸（住室を含む。以下同じ。）の数が、七以上の共同住宅（寮、寄宿舎及び下宿を含み、区規則で定める共同住宅を除く。以下同じ。）（住戸専用面積が五十平方メートル以上の住戸の数が総戸数の四分の三以上である共同住宅を除く。）をいう。

第二条第五号中「单身者向け共同住宅」を「单身者向け共同住宅等」に改め、同号を同条第

七号とし、同条第四号中「单身者向け共同住宅」を「单身者向け共同住宅等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第十三号に規定する建築又は法第八十七条第一項において準用する法第六条第一項及び第六条の二第一項に規定する確認を必要とする」を「建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第十三号に規定する建築をいう。）又は」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「面積（」の下に「階段、」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 单身者向け長屋 住戸専用面積が三十七平方メートル未満の住戸の数が、七以上の長屋（区規則で定める長屋を除く。以下同じ。）（住戸専用面積が五十平方メートル以上の住戸の数が総戸数の四分の三以上である長屋を除く。）をいう。

三 单身者向け共同住宅等 单身者向け共同住宅及び单身者向け長屋の用途に供する建築物をいう。

第三条中「单身者向け共同住宅」を「单身者向け共同住宅等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 共同住宅及び長屋の用途を併用する建築物で、住戸専用面積が三十七平方メートル未満の住戸の数が七以上のもの（住戸専用面積が五十平方メートル以上の住戸の数が総戸数の四分の三以上であるものを除く。）は、单身者向け共同住宅等とみなして、この条例を適用する。

第四条から第六条までの規定中「単身者向け共同住宅」を「単身者向け共同住宅等」に改める。

第七条中「単身者向け共同住宅」を「単身者向け共同住宅等（寮、寄宿舎及び下宿を除く。）」に改める。

第八条から第十条までの規定中「単身者向け共同住宅」を「単身者向け共同住宅等」に改める。

第十一条中「単身者向け共同住宅の」を「単身者向け共同住宅等（寮、寄宿舎及び下宿を除く。）の」に、「当該単身者向け共同住宅」を「当該単身者向け共同住宅等」に改める。

第十二条、第十三条第二項、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項第三号及び第二十条中「単身者向け共同住宅」を「単身者向け共同住宅等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条第一号の改正規定の施行の際、現に行われている次の各号のいずれかの行為に係る単身者向け共同住宅（当該改正規定による改正後の港区単身者向け共同住宅の建築及び管理

に関する条例第二条第一号の单身者向け共同住宅をいう。）の建築及び管理については、なお従前の例による。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認の申請

二 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認を受けるための書類の提出

三 法第十八条第二項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による計画の通知

3 この条例（第一項ただし書に規定する規定を除く。以下同じ。）の施行の際、現に行われている次の各号のいずれかの行為に係る单身者向け共同住宅等（この条例による改正後の港区单身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例第二条第三号の单身者向け共同住宅等をいう。）の建築及び管理については、なお従前の例による。

一 法第六条第一項の規定による確認の申請

二 法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出

三 法第十八条第二項の規定による計画の通知

四 法第八十七条第一項において準用する法第六条第一項及び第六条の二第一項に規定する確認を必要としない用途の変更に係る工事の着手

（説明）

条例の題名を変更するとともに、住戸専用面積の確保の基準等を適用する対象として単身者向けの長屋を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。